

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
次世代法育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から令和 13 年（2031 年）9 月 30 日までの 5 年間

2 内容

目標 1：育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員（職員区分問わず）・・・取得率 50%以上

女性職員（職員区分問わず）・・・取得率 80%以上

<対策>

令和 8 年（2026 年）10 月～

姫路市まちづくり振興機構就業規程等に規定する子の出産等に関連して取得できる有給休暇等の制度の周知、説明を徹底する。

目標 2：職員区分ごとに所定労働時間外勤務の月平均時間を設定する。

一般・準一般職員：月平均 15 時間以内 嘱託職員：月平均 5 時間以内

臨時職員：時間外勤務無し

<対策>

令和 8 年（2026 年）10 月～

所属長はタイムカード及び時間外勤務命令書に基づき、職員の勤務状況を適正に把握する。その際、業務量に偏り等が見受けられる場合は、改善に努める。